

障害者手帳に関するマイナンバー制度の情報連携について



令和 3 年 5 月 24 日

内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナンバー制度について

マイナンバー（個人番号）

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

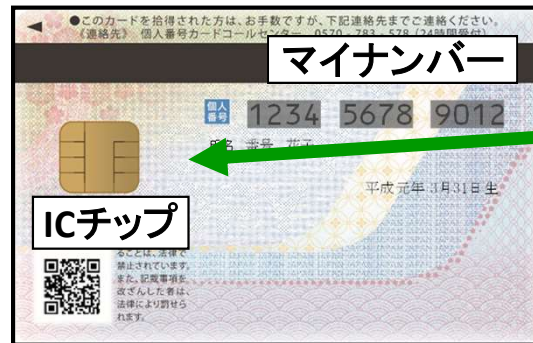
[目的]行政手続の簡素化による国民の利便性向上、行政事務の効率化、公平・公正な社会を実現する基盤

- 日本国内の全住民に通知されている12桁の番号です。
- マイナンバー法に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務の手続で利用されます。
- 行政機関等がマイナンバー法に基づき情報連携することで、住民は各種手続の際に提出する添付書類（住民票、課税証明書等）を省略できます。

マイナンバーカード（個人番号カード）

個人の申請により交付される顔写真入りカード

マイナンバーを使わずに電子的に個人を認証する機能(ICチップ)を搭載



電子的な本人確認

オンラインで安全・確実に本人を証明

- ・電子証明書により、スマートフォンやパソコンで各種手続や契約が可能
- ・コンビニで住民票の写しなどを取得可能
- ・官民の様々な用途に利用可能

対面での本人確認

顔写真付きの本人確認書類として

- ・市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- ・公私での本人確認が可能

マイナンバーカード交付状況

【令和3年5月11日時点】

3,861万枚

（全住民に占める割合 30.4%）

マイナポータル

利用者登録数（令和3年5月10日時点） **595万件**

- 行政機関等が保有している自分の情報や行政機関間での情報のやり取りの確認ができます。
- 自宅のパソコン等からオンラインの申請や行政機関等からの通知の確認などができる自分専用のサイトです。

マイナンバーカードは万全の安全対策を講じています

なりすましができません

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
- 利用者本人が暗証番号を設定。
一定回数、間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると
ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていません

ICチップ部分には、税や年金などの
個人情報は記録されません

オンラインの利用には
マイナンバーは使いません



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

マイナンバーを利用するには、顔写真付き
身分証明書等での本人確認が必要に
なるため、悪用ができません

マイナポータルの仕組み

- マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

ぴったりサービス

子育てをはじめとする
オンライン申請ができる

※サービスの検索や一部の申請についてはマイナンバーカードがなくてもできます

あなたの情報

- ・ 税情報（所得等）
- ・ 世帯情報
- ・ 予防接種の履歴
などが確認できる

お知らせ

「児童手当の現況届を出してください」や「確定申告が始まります」などのあなたに合ったお知らせが届く



やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で
どのようにやりとりされたか
チェックできる

もっとつながる

- (外部サイト連携)
- ・ e-Tax
 - ・ ねんきんネット
などにつながる

障害者の方へのマイナンバー制度についての広報

- 情報バリアフリーに配慮し、障害者関係団体等の協力をいただきながら、マイナンバー制度の広報を実施しています。

視覚障害者向け

- ・マイナンバー制度について説明した**点字、大活字の広報誌**、**音声CD**を作成し、関係団体等に送付（令和3年3月）。
- ・内閣府のマイナンバー制度の**ホームページに、電子媒体を掲載**。**ダウンロードして利用できます。**

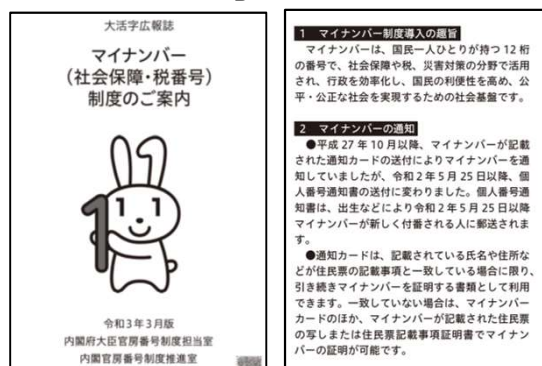
ホームページのURL：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/shikaku/index.html#contents>

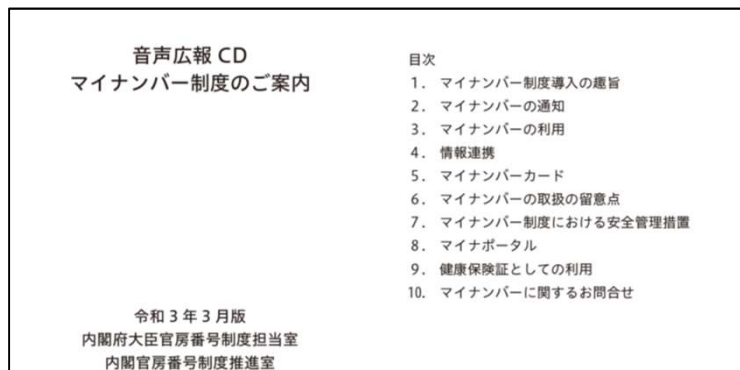
点字広報誌



大活字広報誌



音声広報CD（ジャケット）

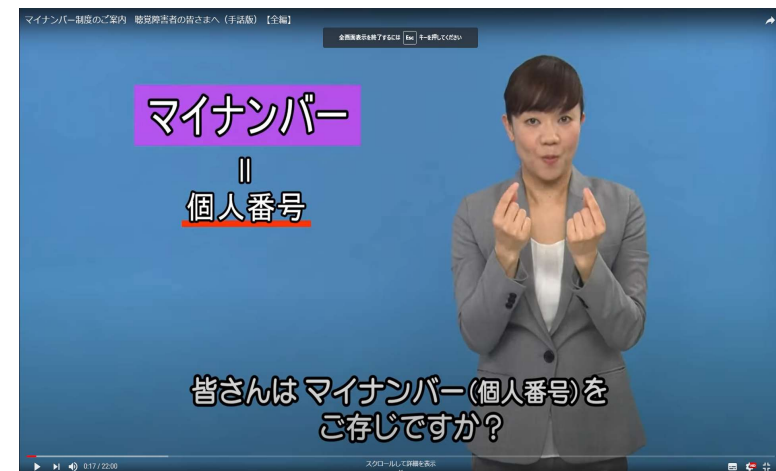


聴覚障害者向け

- ・マイナンバー制度について説明した**手話動画**（令和3年3月作成）が、内閣府のマイナンバー制度の**ホームページで閲覧できます。**
- ・今後、上記**手話動画をDVD**で関係団体等に配布予定。

ホームページのURL：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/case/chokaku/index.html>



マイナンバー制度の情報連携とマイナポータルによる自己情報の閲覧の仕組み

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が情報連携する個人の情報について、本人が閲覧・取得し、行政機関間のやりとりを確認できる機能を提供しています。



マイナポータルにより取得できる自己情報（主なもの）

○マイナポータルは、番号法に基づき行政機関等間で連携する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

世帯	○世帯の属性の情報 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み
地方税	○住民税の所得情報、賦課年度
健康・医療	○医療保険の資格・給付情報（保険者名、資格適用開始日、保険料賦課、高額療養費限度額等） ○予防接種の情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） ○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） ※特定健診情報：令和3年10月までに開始予定 ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報：令和4年6月に開始予定
子育て	○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等） ○母子保健法による妊娠の届出情報 ○高等学校等就学支援金に関する情報 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報
福祉・介護	○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年6月から追加 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、保険料賦課、高額介護費等）
雇用・年金	○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 ○公的年金給付の支給に関する情報

ミライロの障害者手帳アプリとマイナポータル連携の仕組み

- 令和2年6月から、ミライロの障害者手帳アプリとマイナポータルとのシステム間連携が開始。
- 障害者手帳アプリの利用者は、自治体が管理する障害者手帳の情報を、マイナンバーカードで本人確認※して取得し、信頼性の高い情報として事業者に提示できます。 ※マイナポータルの自己情報取得API機能を利用

スマートフォンを提示するだけで
素早く確認してもらえる



確認する点がすぐに分かる

マイナポータルで取得した
行政機関の情報なので、
より安心して確認できる

マイナポータルと連携すると
マイナちゃんが動いて
「連携済」と表示される



ミライロ

本人が同意・登録

マイナポータル

自分の障害者手帳
の情報を自治体に
照会・取得

地方公共団体

障害者手帳アプリとの情報連携の機能拡充

情報連携の稼働時間

平日 8時～21時、土日祝 8時～17時

連携する
情報項目

身体障害者 手帳情報

- ・交付年月日、返還年月日、再交付年月日
- ・手帳番号
- ・障害等級
- ・障害認定日

精神障害者 保健福祉手帳情報

- ・交付年月日、返還年月日、再交付年月日
- ・手帳番号
- ・障害等級
- ・精神手帳有効期間終了年月日

① 令和3年8月から、情報連携の稼働時間が24時間365日に拡充
※情報連携の新システムが8月から稼働予定

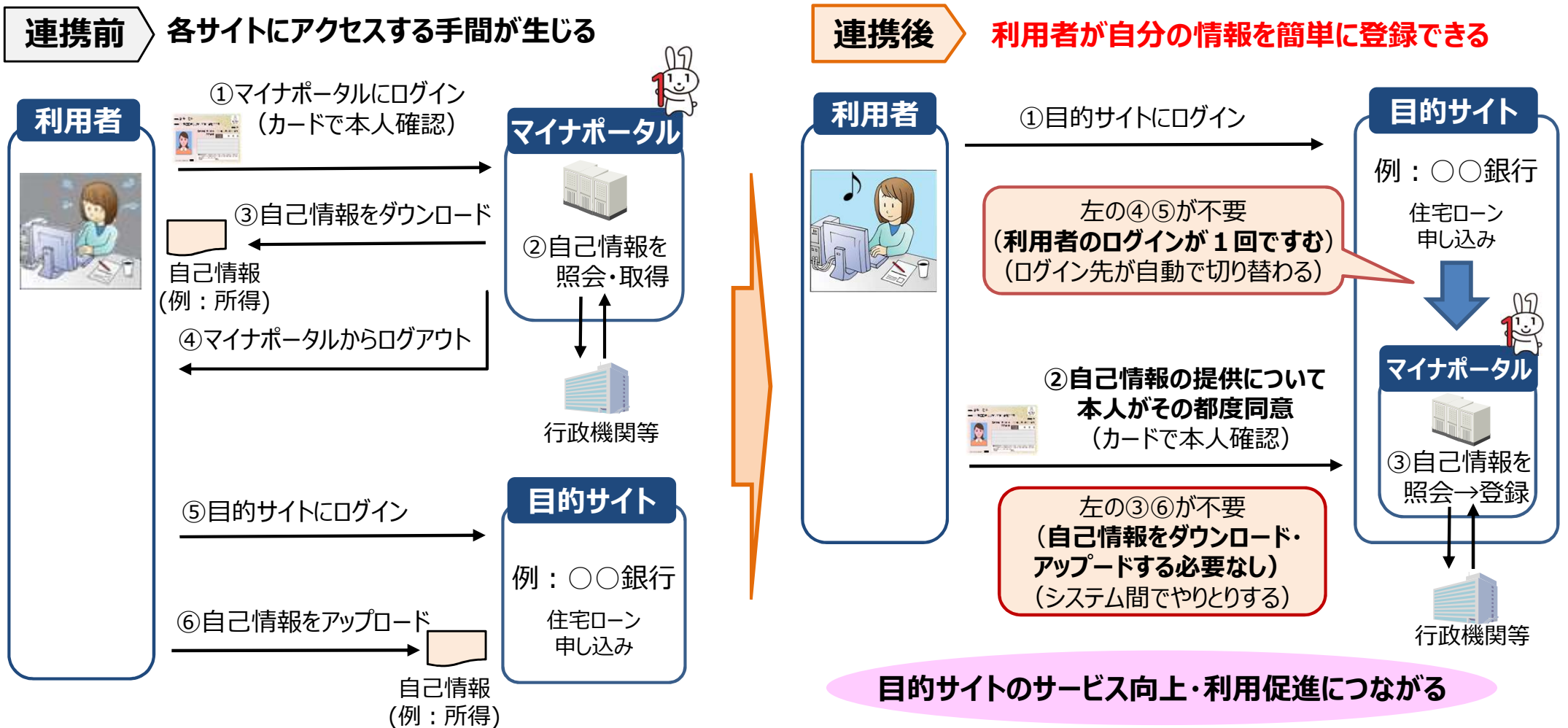
② 令和3年6月から、乗車割引の区分（第1種 介護者も割引対象、第2種）も情報連携の項目に追加

③ 令和4年6月から、知的障害者の資格情報も取得が可能
※デジタル改革関連法で、知的障害者の判定の情報をマイナンバー法の情報連携の項目に追加。マイナポータル経由で取得が可能となる。

(参考) マイナポータルの自己情報取得APIの仕組み

- マイナポータルでは、利用者が、民間や自治体等が提供するウェブサイトで、本人が同意した上で、行政機関等が保有する自分の情報を簡単に登録できるよう、システム間で連携する機能を提供しています。

※令和元年11月に、自治体・民間事業者に連携のためのシステム仕様を公開。API連携の受付開始。



※API(アプリケーション・プログラム・インターフェース)により、外部のウェブサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように連携

○ **障害者の移動や施設利用の利便性の確保のため、本人確認等の簡素化について、関係省から、公共交通機関や各種施設等の関係者に対し、好事例を紹介し、協力を依頼（令和2年6月）** [依頼内容は次頁参照]

（※）ミライIDは、令和3年3月13日から、私鉄に加えて、全国JR各社でも利用可能になりました。

（参考）要請文書発出先一覧

施設・移動	団体名（発出日）
博物館	国立科学博物館（6/19）
	国立文化財機構（6/19）
	日本博物館協会（6/18）
美術館	国立美術館（6/19）
	全国美術館会議（6/18）
劇場	日本芸術文化振興会（6/19）
	全国公立文化施設協会（6/18）
動物園	日本動物園水族館協会（6/18）
水族館	日本動物園水族館協会（6/18）
Jリーグ	日本プロサッカーリーグ（6/26）
Bリーグ	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（6/26）
プロスポーツ観戦場 （民間施設）	東京ドーム（6/29）
	後樂園ホール（6/29）
	阪神甲子園球場（6/29）
	メットライフドーム（6/29）
	レイソル日立ドーム（6/29）
	PayPay ドーム（6/29）
	三協フロンテア柏スタジアム（6/29）
	ヤマハスタジアム（6/29）
	アリーナ立川立飛（6/29）
	ゼビオアリーナ仙台（6/29）
	サニックスグローバルアリーナスタジアム（6/29）
	武田テバオーシャンアリーナ（6/29）
	FLAT HACHINOHE（6/29）
	青山学院記念館（6/29）
	片柳アリーナ（6/29）
	早稲田アリーナ（6/29）
	両国国技館（6/29）
日本科学未来館	科学技術振興機構（6/26）
大洗わくわく科学館	日本原子力研究開発機構（6/17）
むつ科学技術館	日本原子力研究開発機構（6/17）
体育施設	国立特別支援教育総合研究所（6/18）
社会体育施設	都道府県・指定都市スポーツ主管課（6/29）
	※47 都道府県＋指定都市 20 で計 67（都道府県から市区町村に通知）
旅館・ホテル	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（6/26、6/30）
	日本ホテル協会（6/30）
	日本旅館協会（6/30）

（参考）要請文書発出先一覧

施設・移動	団体名（発出日）
	全日本シティホテル連盟（6/30）
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会（6/26）
理美容	全国理容生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全日本美容業生活衛生同業組合連合会（6/26）
クリーニング	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会（6/26）
公衆浴場	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会（6/26）
食品	全国麺類生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国食肉生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会（6/26）
料理・飲食店	全国飲食業生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国すし商生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国中華料理生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会（6/26）
	全国料理業生活衛生同業組合連合会（6/26）
森林総合研究所 多摩森林科学園	国立研究開発法人 森林研究・整備機構（6/24）
カラオケボックス	日本カラオケボックス協会連合会（6/19）
遊園地	東日本遊園地協会（6/17）
	西日本遊園地協会（6/17）
ボウリング場	日本ボウリング場協会（7/14）
航空機	定期航空協会（6/25）
	全日本航空事業連合会（6/25）
鉄道	各地方運輸局（9局）及び沖縄総合事務局（6/24） ※上記各局を通じて、旅客輸送を行う鉄道運送事業者に対し順次発出
タクシー・ハイヤー	全国ハイヤー・タクシー連合会（6/26）
	全国個人タクシー協会（6/26）
	全国福祉輸送サービス協会（6/26）
	各地方運輸局（9局）及び沖縄総合事務局（6/26）
バス	日本バス協会（6/26）
	各地方運輸局（9局）及び沖縄総合事務局（6/26）
船・フェリー	日本旅客船協会（6/30）
	各地方運輸局等（計11局）（6/30）
国営公園	地方整備局（北海道開発局、沖縄総合事務局含む）を通じて運営維持管理業務受託者へ発出（6/25）

○障害者の移動や施設利用時の本人確認等の簡素化についての内閣官房から関係省への依頼（令和2年6月）

閣 副 第 5 1 2 号
令和2年 6月 9日

文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環 境 省 担当課 宛

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

障害者の本人確認等の簡素化の要請等について（依頼）

平素よりIT総合戦略の推進に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

移動や施設に関する障害者施策の取組については、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。

また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、下記の要領で、所管業界団体等（独立行政法人等を含む。）に対し、移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化について要請等を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 所管業界団体等（独立行政法人等を含む）に協力要請する通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい。なお、各省庁の業界や団体等の実態に鑑み、各省庁の判断で適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 通知の発出先については、各省庁の業界や団体等の実態を踏まえ、各省庁において選定して下さい。なお、「独立行政法人等」には、各省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。発出先の選定にあたっては、本取組の趣旨を踏まえて幅広く発出先を検討願います。

- 3) 通知の発出は、R2年6月末目途に実施して下さい。
- 4) 各省庁において実施した通知の発出等については、後日、実施状況の報告依頼をします（詳細は別途連絡いたします）。

ひな形

令和2年6月〇〇日

関係業界団体 〇〇 殿

〇〇省 〇〇課長
（公印省略）

障害者の本人確認等の簡素化の推進について（協力依頼）

施設における障害者割引等については、従来より、各事業者において実施されているところではありますが、利用の際の運用については、多くの事業者において身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、近年はスマートフォン等を活用し、利用の度に身体障害者手帳の提示を求めている事業者も出てきているところです。

「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）において、国等は、諸施策の策定及び実施に当たり、障害者等の「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保すること」に特に留意しなければならないこととされています。また、本年4月22日に第77回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 第8回官民データ活用推進戦略会議 合同会議で決定された「IT新戦略策定に向けた方針について」において、「移動や施設利用の利便性確保のため、障害者の本人確認等の簡素化」が示されたところです。

つきましては、障害者の移動及び施設の利用上の利便性を向上する観点から、貴団体内の事業者に対し、スマートフォン等を活用して利用の度に身体障害者手帳の提示を求めている事例（別紙－1、2参照）を周知するとともに、障害者割引等の際の本人確認等に際しては、障害者に過度な負担とならないよう簡素化を推進することについて、理解と協力を求めています。

障害者手帳等の提示を利用の都度求めている例

○航空事業者の例【ANAグループ・JALグループによる会員情報による確認】

大手航空会社（ANAグループ、JALグループ）においては、次のいずれかの方法で障害者手帳等に係る情報を事前に会員情報に登録すれば、障害者手帳等の提示が会員カードなどによる確認で代替可能。

- ・初回搭乗時に障害者手帳等と会員カードを空港手続カウンターに提示し、登録
- ・申込書とともに障害者手帳等の写しを郵送し、登録

会員情報への登録により、障害者割引の航空券をインターネットで購入した場合でも、チェックイン時に障害者手帳を提示する必要はなく、直接保安検査場へ行くことも可能。



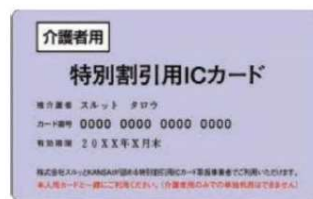
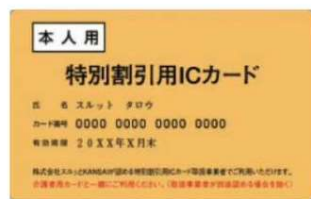
（読み取り機にタッチして登録情報を確認）

○鉄道・乗合バス事業者の例【スルッと KANSAI 特別割引用 IC カードによる確認】

スルッと KANSAI 協議会に加盟している各交通機関（IC カード取扱事業者）において利用できる第1種身体障害者の方または第1種知的障害者の方とその介護者の方を対象とした割引料金が適用されるプリペイド式 IC カード。

入手方法は、「申込書（封筒）」と「手帳確認届」、その他必要書類を準備のうえ株式会社スルッと KANSAI に郵送。

- ・申込み及び利用については、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄の区分に「第1種」と記載された身体障害者手帳または療育手帳が必要
- ・都度の手帳の提示は不要（係員が求めた場合は提示が必要）となります。
- ・本人用カードと介護者用カードとの一緒に利用が必要（交通事業者が別途認める場合、本人用カードのみでの利用が可能）
- ・全国相互利用サービスは非対応
- ・ご利用前のチャージ及び年1回の「継続利用確認」の手続きが必要
- ・「手帳確認届」及び「継続利用確認」は、本人が手帳を持参のうえ、駅等の窓口で手続き



（スルッと KANSAI 特別割引用 IC カード）

民間企業による障害者手帳アプリのサービスの事例

ミライロIDとは、障害者手帳等に記載されている情報をスマートフォン内に取り込み、同情報をスマートフォンの画面に表示させる機能を持つアプリであり、サービスが既に提供されている。また、マイナポータルとの連携が令和2年6月中旬より開始予定。

- ・スマートフォンにアプリケーションをインストールして使用。
- ・約300種類以上の異なるデザイン・フォーマットの障害者手帳を1つのフォーマットに統一して障害者手帳の情報を表示。
- ・障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に対応。
- ・マイナンバーカードを利用した確実な本人確認の実施及び自己情報取得 API から障害者手帳情報等を取得

【登録の方法】写真で障害者手帳等の情報を取り込み、アプリに登録



【マイナポータルとの連携】マイナンバーカードを利用した本人確認の実施



【利用】利用時はアプリを起動させ、スマートフォン上に障害者手帳情報を表示・提示

○公共施設、公営サービス等の利用においてミライロIDが本人確認書類として認められている地方公共団体
(令和3年5月10日現在)



埼玉県



大阪府



千葉市



堺市



高松市



宮崎市



新発田市



佐倉市



東村山市



秩父市



射水市



富田林市



八代市



壺崎市



上島町



沖縄県座間味村



沖縄県伊是名村



沖縄県渡嘉敷村

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例① (年金関係)

- 行政機関間で情報連携することにより、住民が各種手続の際に提出する書類（住民票等）を省略可能としています。

○情報提供ネットワークシステムによる情報連携（令和2年度実績）

情報照会 1億4888万件 日本年金機構 1億1567万件 市町村1241万件 都道府県938万件 支払基金722万件

情報提供 1億4011万件 市町村 1億3220万件 日本年金機構 607万件 厚労省職業安定局 145万件

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票
		課税証明書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票
		課税証明書
年金受給者の各種届出の審査 (年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票
		課税証明書
障害基礎年金（20歳前の傷病によるもの）受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		年金証書
障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書
		年金振込通知書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関（都道府県・市等）	年金額改定通知書
		年金振込通知書
精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・政令指定都市	年金証書
		年金振込通知書

(参考) マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例② (年金関係以外)

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請 (子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書
		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書
		課税証明書
		障害者手帳
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書 住民票
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書
		雇用保険受給資格者証
		障害者手帳
		課税証明書
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票
		課税証明書
		生活保護受給者証明書
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		特別児童扶養手当証書
		障害者手帳
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	課税証明書
		雇用保険受給資格者証
		児童扶養手当証書
		特別児童扶養手当証書

申請項目	申請先	省略可能な書類の例
特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		障害者手帳
障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		特別児童扶養手当証書
		障害者手帳
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票
保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	住民票
公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票
		課税証明書
		生活保護受給証明書
		障害者手帳